

「改定常用漢字表」に関する試案」の修正について（案）

- ① 「基本的な考え方」の修正について
- ② 「表の見方」の修正について

①「基本的な考え方」の修正について

2 改定常用漢字表の性格

(1) 基本的な性格

改定常用漢字表は、現行の常用漢字表と同じく、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般の社会生活で用いる場合の、効率的で共通性の高い漢字を收め、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための、新たな漢字使用の目安となることを目指したものである。一般の社会生活における漢字使用とは、義務教育における学習を終えた後、ある程度実社会や学校での生活を経た人を対象として考えたもので、この点も現行の常用漢字表と同様である。端的には、

- 1 法令、公用文書、新聞、雑誌、放送等、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである。
- 2 科学、技術、芸術その他の各種専門分野や、個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。ただし、専門分野の語であっても、一般の社会生活と密接に関連する語の表記については、この表を参考とすることが望ましい。
- 3 固有名詞を対象とするものではない。ただし、固有名詞の中でも特に公共性の高い都道府県名に用いる漢字及びそれに準じる漢字は例外として扱う。
- 4 過去の著作や文書における漢字使用を否定するものではない。
- 5 運用に当たっては、個々の事情に応じて、適切な考慮を加える余地のあるものである。

という性格の漢字表と位置付けて作成するものである。また、「漢字使用の目安」における「目安」についても、現行の常用漢字表と同趣旨のものである。具体的には、「① 法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般の社会生活において、この表を無視してほしいままに漢字を使用してもよいというのではなく、この表を努力目標として尊重することが期待されるものであること。」「② 法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般の社会生活において、この表を基に、実情に応じて独自の漢字使用の取決めをそれぞれ作成するなど、分野によってこの表の扱い方に差を生ずることを妨げないものであること。」(「常用漢字表」答申前文) という意味の語として用いているものである。

上述のように、改定常用漢字表は一般の社会生活における漢字使用の目安となることを目指すものであるから、表に掲げられた漢字だけを用いて文章を書かなければならぬという制限的なものでなく、運用に当たって、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである。文脈によって、また、想定される読み手の状況によって、読みにくいと思われるような場合には、表に掲げられている漢字であるか否かを問わず、必要に応じて振り仮名を用いるような配慮をしていくことも考えるべきであろう。※なお、情報機器の使用が一般化・日常化している現在の文字生活の実態を踏まえるならば、▼漢字表に掲げるすべての▲漢字を手書きできる必要はなく、また、それを求めるものでもない。

(2) 固有名詞に用いられる漢字の扱い

改定常用漢字表の中に、専ら固有名詞（主に人名・地名）を表記するのに用いられる漢字を取り込むことは、一般用の漢字と固有名詞に用いられる漢字との性格の違いから難しい。したがって、これまでどおり漢字表の適用範囲からは除外する。ただし、都道府県名に用いる漢字及びそれに準じる漢字は例外として扱う。

適用の対象としない理由は、既に述べた両者の性格の違いからということであるが、もう少し具体的に述べれば、使用字種及び使用字体の多様性に加え、使用音訓の多様性までもが絡んでくるためである。一般の漢字表記にはほとんど使われず、固有名詞の漢字表記にだけ使われる＜固有名詞用の字種や字体及び音訓＞はかなり多いというのが実情である。

3 字種・音訓の選定について

(1) 字種選定の考え方・選定の手順

改定常用漢字表における字種としては、基本的に、一般社会においてよく使われている漢字（=出現頻度数の高い漢字）を選定することとし、具体的には、最初に常用漢字を含む 3500 字程度の漢字集合を特定し、そこから、必要な漢字を絞り込むこととした。この選定過程では、以下の①を基本として、②以下の項目についても配慮しながら、単に漢字の出現頻度数だけでなく、様々な要素を総合的に勘案して選定していくことを基本方針とした。

- ① 教育等の様々な要素はいったん外して、日常生活でよく使われている漢字を出現頻度数調査の結果によって機械的に選ぶ。
- ② 固有名詞専用字ということで、これまで外されてきた「阪」や「岡」等についても、出現頻度数が高ければ、最初から排除はしない。（これについては最終的に上記2の(1)3のように扱うこととした。）
- ③ 出現頻度数が低くても、文化の継承という観点等から、一般の社会生活に必要と思われる漢字については取り上げていくことを考える。
- ④ 漢字の習得の観点から、漢字の構成要素等を知るための基本となる漢字を選定することも考える。

①の考え方に基づいた漢字集合を特定するために、以下のような「漢字出現頻度数調査」を実施した。

	対象総漢字数	調査対象としたデータ
A 漢字出現頻度数調査(3)※1	49,072,315	書籍 860 冊分の凸版組版データ
B 上記Aの第2部調査	3,290,795	Aのうち教科書分の抽出データ
C 漢字出現頻度数調査(新聞)※2	3,674,613	朝日新聞 2か月分の紙面データ
D 漢字出現頻度数調査(新聞)※2	3,428,829	読売新聞 2か月分の紙面データ
E 漢字出現頻度数調査(ウェブサイト)※3	1,390,997,102	ウェブサイト調査の抽出データ

※1 Aの調査対象総文字数は「169,050,703」。また、Bとは別に、第3部として月刊誌4誌の抽出調査も実施している。これらの組版データは、いずれも平成16年、17年、18年に凸版印刷が作成したものである。

※2 C、Dは、いずれも平成18年10月1日～11月30日までの朝刊・夕刊の最終版を調査したデータである。

※3 調査全体の漢字数は「3,128,388,952」。このうち「電子掲示板サイトにおける投稿本文」のデータを除いたもの。

これらの調査結果のうち、Aを基本資料、B以下を補助資料と位置付けて、上記の 3500 字の漢字集合に入った漢字の 1 字 1 字について、改定常用漢字表に入れるべきかどうかを判断した。実際に検討した漢字は、調査 Aにおいて、常用漢字としては、最も出現順位の低かった「銚」（4004 位）と同じ出現回数を持つ漢字までとしたので、4011 字に上る。

この漢字集合に入った漢字については、常用漢字であるか、表外漢字であるかによって、次のような方針に従い、かつ常用漢字表における字種選定の考え方を参考しながら選定作業を進めた。

<方針：常用漢字・表外漢字の扱い>

- ① 常用漢字のうち、2500位以内のものは残す方向で考える（個別の検討はしない）。
- ② 常用漢字で、2501位以下のものは「候補漢字A」とし、個別に検討を加える（→該当する常用漢字は60字）。
- ③ 表外漢字のうち、1500位以内の漢字を「候補漢字S」とし、個別に検討する。
- ④ 表外漢字のうち、1501～2500位のものを「候補漢字A」とし、個別に検討する。
- ⑤ 表外漢字のうち、2501～3500位のものを「候補漢字B」とし、個別に検討する。

なお、3501～4011位までの表外漢字のうち、特に検討する必要を認めた漢字については「候補漢字B」に準じて扱うこととした。また、常用漢字の異体字（「嶋」、「國」など）は検討対象から外した。候補漢字については、

- ・候補漢字S：基本的に新漢字表に加える方向で考える。
- ・候補漢字A：基本的に残す方向で考えるが、不要なものは落とす。
- ・候補漢字B：特に必要な漢字だけを拾う。

と考えたが、これは、検討を効率的に進めるための便宜的な区分であり、実際には対象漢字の1字1字を常用漢字表の選定基準に照らしつつ総合的に判断した。選定基準の3に関して、都道府県名に用いる漢字及びそれに準じる漢字は例外とした。

<選定基準：昭和56年3月23日国語審議会答申「常用漢字表」前文>

字種や音訓の選定に当たっては、語や文を書き表すという観点から、現代の国語で使用されている字種や音訓の実態に基づいて総合的に判断した。主な考え方は次のとおりである。

- 1 使用度や機能度（特に造語力）の高いものを取り上げる。なお、使用分野の広さも参考にする。
- 2 使用度や機能度がさほど高くなくても、概念の表現という点から考えた場合に、仮名書きでは分かりにくく、特に必要と思われるものは取り上げる。
- 3 地名・人名など、主として固有名詞として用いられるものは取り上げない。
- 4 感動詞・助動詞・助詞のためのものは取り上げない。
- 5 代名詞・副詞・接続詞のためのものは広く使用されるものを取り上げる。
- 6 異字同訓はなるべく避けるが、漢字の使い分けのできるもの及び漢字で書く習慣の強いものは取り上げる。
- 7 いわゆる当て字や熟字訓のうち、慣用の久しいものは取り上げる。
なお、当用漢字表に掲げてある字種は、各方面への影響も考慮して、すべて取り上げた。

(2) 字種選定における判断の観点と検討の結果

上記(1)に述べた作業の結果、現行の常用漢字表に追加する字種の候補として220字、現行の常用漢字表から削除する字種の候補として5字を選定した。その後、『出現文字列頻度数調査』を用いて、追加候補及び削除候補の1字1字の使用実態を確認しながら、追加字種候補を188字とした。『出現文字列頻度数調査』とは、(1)の「漢字出現頻度数調査A」に出現している漢字のうち、検討対象とした漢字を中心として前後1文字(全体で3文字)の文字列を抽出し、当該の漢字の出現状況を見ようとしたものである。この『出現文字列頻度数調査』によって、当該の漢字の出現状況が明らかになり、その漢字の具体的な使われ方を正確に確認することができた。その上で、当該の漢字を追加候補とするかどうかについては、基本的には前述の常用漢字表の選定基準と重なるものであるが、以下のような観点に照らして判断した。

<入れると判断した場合の観点>

- ① 出現頻度が高く、造語力(熟語の構成能力)も高い
→ 音と訓の両方で使われるものを優先する(例:眉、溺)
- ② 漢字仮名交じり文の「読み取りの効率性」を高める
→ 出現頻度が高い字を基本とするが、それほど高くなくても漢字で表記した方が分かりやすい字(例:謙遜の「遜」、堆積の「堆」)
→ 出現頻度が高く、広く使われている代名詞(例:誰、俺)
- ③ 固有名詞の例外として入れる
→ 都道府県名(例:岡、阪)及びそれに準じる字(例:畿、韓)
- ④ 社会生活上よく使われ、必要と認められる
→ 書籍や新聞の出現頻度が低くても、必要な字(例:計報の「計」)

<入れないと判断した場合の観点>

- ① 出現頻度が高くても造語力(熟語の構成能力)が低く、訓のみ、あるいは訓中心に使用(例:濡、覗)
- ② 出現頻度が高くても、固有名詞(人名・地名)中心に使用(例:伊、鳴)
- ③ 造語力が低く、仮名書き・ルビ使用で、対応できると判断(例:醤、顛)
- ④ 造語力が低く、音訳語・歴史用語など特定分野で使用(例:菩、揆)

188字の追加字種候補を選定した後、追加字種の音訓を検討する過程で、字種についても若干の見直し(追加4字、削除1字)を行い、「新常用漢字表(仮称)に関する試案」では191字を追加することとした。さらに、平成21年3月から4月に実施した、一般国民及び各府省等を対象とした意見募集で寄せられた意見を踏まえて再度の見直し(追加9字、削除4字)を行い、「改定常用漢字表」に関する試案では196字を追加字種とした。

(3) 字種選定に伴って検討したその他の問題

字種の選定に伴って、検討の過程では、「準常用漢字（仮称＝情報機器を利用して書ければよい漢字）」や「特別漢字（仮称＝出現頻度は低くても日常生活に必要な漢字）」を設定するかどうか、また、現行の常用漢字表にある「付表」（当て字や熟字訓などを語の形で掲げた表）に加え、例えば、「挨拶」の「挨」と「拶」のように、「挨拶」という特定の熟語でしか使わないと頻度の高い表外漢字の熟語>や、「元旦」のように表外漢字の「旦」を含む熟語等について、その特定の語に限って常用漢字と同様に認める熟語の表を「付表2（仮称）」あるいは「別表（仮称）」として設定するかどうかなどについても時間を掛けて検討したが、最終的にはくなるべく単純明快な漢字表を作成する>という考え方を優先し、これらについては設定しないこととした。

(4) 音訓の選定

「新常用漢字表（仮称）」に関する試案」で追加字種とした191字については、既に述べた「常用漢字表の選定基準」及び『出現文字列頻度数調査』の結果を併せ見ながら、採用すべき音訓を決めた。また、現行の常用漢字表にある字についても、その音訓をすべて再検討し、現在の文字生活の実態から考えて必要な音訓を追加し、必要ないと判断された訓（疲：つからす）を削除した。「付表」についても同様の観点から再検討し、若干の手直しを施した。

なお、音訓の選定に当たっては、独立行政法人国立国語研究所から提供を受けた資料（『現代日本語書き言葉均衡コーパス』の生産実態サブコーパス・書籍データのうち、平成20年9月9日の時点で、利用可能な約1730万語のデータに基づく調査結果）を併せ参考した。

その後、(2)の「字種選定における判断の観点と検討の結果」で述べた意見募集によって寄せられた意見、及び平成21年11月から12月に実施した、2度目の一般国民及び各府省等を対象とした意見募集で寄せられた意見を踏まえて、音訓についても二度にわたって見直しを行い、必要な音訓の追加及び削除を行った。

4 追加字種の字体について

(1) 字体・書体・字形について

字体・書体・字形については、現行常用漢字表の「字体は文字の骨組みである」という考え方を踏襲し、この3者の関係を分析・整理した「表外漢字字体表」（国語審議会答申、平成12年12月）の考え方へ従っている。以下に、3者の関係を改めて述べる。

文字の骨組みである字体とは、ある文字がある文字たらしめている点画の抽象的な構成の在り方のこと、他の文字との弁別にかかるものである。字体は抽象的な形態上の観念であるから、これを可視的に示そうとすれば、一定のスタイルを持つ具体的な文字として出現させる必要がある。

この字体の具体化に際し、視覚的な特徴となって現れる一定のスタイルの体系が書体である。例えば、書体の一つである明朝体の場合は、縦画を太く横画を細くして横画の終筆部にウロコという三角形の装飾を付けるなど、一定のスタイルで統一されている。すなわち、現実の文字は、例外なく、骨組みとしての字体を具体的に出現させた書体として存在しているものである。書体には、印刷文字で言えば、明朝体、ゴシック体、正楷書体、教科書体等がある。

また、字体、書体のほかに字形という語があるが、これは印刷文字、手書き文字を問わず、目に見える文字の形そのものを総称して言う場合に用いる。総称してというのは、様々なレベルでの文字の形の相違を包括して称するということである。したがって、「諭」と「論」などの文字の違いや「談(明朝体)」と「談(ゴシック体)」などの書体の違いを字形の相違と言うことも可能であるし、同一字体・同一書体であっても生じ得るような微細な違いを字形の相違と言うことも可能である。

なお、ここで言う手書き文字とは、主として、楷書（楷書に近い行書を含む。）で書かれた字形を対象として用いているものである。

(2) 追加字種における字体の考え方

現行常用漢字表では、「主として印刷文字の面から現代の通用字体（答申前文）」が示され、筆写における「手書き文字」は別のこととしている。本試案でも、この考え方を踏襲し、本表の漢字欄には、印刷文字としての通用字体を示した。具体的には、「表外漢字字体表」の「印刷標準字体」と、「人名用漢字字体」を通用字体として掲げた。ただし、同表で「簡易慣用字体」とした「曾」「瘦」「麺」はその字体を掲げ、人名用漢字字体の「瘦」は「瘦」を掲げた関係で採用していない。なお、現行の常用漢字表制定時に追加した95字については、表内の字体に合わせ、一部の字体を簡略化したが、今回は追加字種における字体が既に「印刷標準字体」及び「人名用漢字字体」として示され、社会的に極めて安定しつつある状況を重視し、そのような方針は採らなかった。より具体的に述べれば、以下のとおりである。

① 当該の字種における「最も頻度高く使用されている字体」を採用する。

- 「表外漢字字体表」の「印刷標準字体」及び「人名用漢字字体」がそれに該当する。（「表外漢字字体表」の「簡易慣用字体」を採用するものは、頻度数に優先して、生活漢字としての側面を重視したことによる。）

- 教科書や国語辞典をはじめ、一般の書籍でも当該字種の字体として広く用いられている。例えば、上述の「漢字出現頻度数調査A」では、
 (頬：8回、頬：6685回) (亀：6695回、龜：4回)
 (遡：2回、遡：753回) (餌：3回、餌：1377回)
 という結果(出現回数)となっている。
- 情報機器でも近い将来この字体に収束していくものと考えられる。

② 国語施策としての一貫性を大切にする。

- 今回、追加する字種の標準の字体が、既に「印刷標準字体」及び「人名用漢字字体(=昭和26年以降平成9年までに示された字体。なお、平成16年9月に追加された人名用漢字においては、印刷標準字体がそのまま採用されている。)」として示されており、表内に入るからといって、その標準の字体を変更することは、安定している字体の使用状況に大きな混乱をもたらすことが予想される。このことは、表外に出る漢字にも同様に当てはまる事であり、標準の字体は表内か表外かで変わるものではない。
- 社会的な慣用(字体の安定性)を重んじ、一般的な文字生活の現実を混乱させないという考え方方が国語施策の基本的な態度である。

③ 「改定常用漢字表」の「目安」としての性格を考慮する。

- 目安としての漢字表である限り、表外漢字との併用が前提となる。この点から表内の字体の整合を図る意味が、制限漢字表であった当用漢字表に比べて相対的に低下している。
- 今後、常用漢字が更に増えたとしても表外漢字との併用が前提となる。その表外漢字の字体は基本的に印刷標準字体であるので、表内に入れば、字体を変更するということが繰り返されると、社会における字体の安定性という面で大きな問題となる。

④ J I S 規格 (JIS X 0213) における改正の経緯を考慮する。

- 表外漢字字体表の「答申前文」にある以下の記述に沿って、J I S 規格 (JIS X 0213) が平成16年2月に改正され、印刷標準字体及び簡易慣用字体が既に採用されていることを考慮する必要がある。

今後、情報機器の一層の普及が予想される中で、その情報機器に搭載される表外漢字の字体については、表外漢字字体表の趣旨が生かされることが望ましい。このことは、国内の文字コードや国際的な文字コードの問題と直接かかわっており、将来的に文字コードの見直しがある場合、表外漢字字体表の趣旨が生かせる形での改訂が望まれる。改訂に当たっては、関係各機関の十分な連携と各方面への適切な配慮の下に検討される必要があろう。(平成12年12月8日国語審議会答申「表外漢字字体表」前文)

- ・ 今回、字体を変更することは、表外漢字字体表に従って改正された文字コード及びそれに基づいて搭載される情報機器の字体に大きな混乱をもたらすことになる。

また、個々の漢字の字体については、現行の常用漢字表同様、印刷文字として、明朝体が現在最も広く用いられているので、便宜上、そのうちの一種を例に用いて示した。このことは、ここに用いたものによって、現在行われている各種の明朝体のデザイン上の差異を問題にしようとするものではない。この点についても、現行の常用漢字表と同様である。（「(付) 字体についての解説」参照）

なお、現行の常用漢字表に示されている通用字体については一切変更しないが、これも上記の理由（特に①及び②）に基づく判断である。

(3) 手書き字形に対する手当て等

上記（2）で述べた方針を探った場合、現行の常用漢字表で示す「通用字体」と異なるものが一部採用されることになる。特に「しんにゅう」「しょくへん」については、同じ「しんにゅう／しょくへん」でありながら、現行の「辶／食」の字形に対して「辶／食」の字形が混在することになる。

この点に関し、印刷文字に対する手当てとしては、

「しんにゅう／しょくへん」にかかる字のうち、「辶／食」の字形が通用字体であるものについては、「辶／食」の字形を角括弧に入れて許容字体として併せ示した。当該の字に関して、現に印刷文字として許容字体を用いている場合、通用字体である「辶／食」の字形に改める必要はない。

という「字体の許容」を行い、更に当該の字の備考欄には、角括弧を付したもののが「許容字体」であることを注記した。「字体の許容」を適用するのは、具体的には「遜（遜）・遡（遡）・謎（謎）・餌（餌）・餅（餅）」の5字（いずれも括弧の中が許容字体）である。

また、手書き字形（＝「筆写の楷書字形」）に対する手当てとしては、「しんにゅう」「しょくへん」に限らず、印刷文字字形と手書き字形との関係について、現行常用漢字表にある「(付) 字体についての解説」、表外漢字字体表にある「印刷文字字形（明朝体字形）と筆写の楷書字形との関係」を踏襲しながら、実際に手書きをする際の参考となるよう、更に具体例を増やして記述した。

「しんにゅう」の印刷文字字形である「辶／辶」に関して付言すれば、どちらの印刷文字字形であっても、手書き字形としては同じ「辶」の形で書くことが一般的である、という認識を社会全般に普及していく必要がある。（「(付) 字体についての解説」参照）

5 その他関連事項

以上のとおり改定常用漢字表を作成することに伴って、これに関連する漢字政策の定期的な見直しの必要性や、学校教育にかかる漢字指導の扱いなどの問題については、次のように考えた。

(1) 漢字政策の定期的な見直し

現代のような変化の激しい時代にあっては、「言葉に関する施策」についても、定期的な見直しが必要である。特に漢字表のように現在進行しつつある書記環境の変化と密接にかかる国語施策については、この点への配慮が必要である。今後、定期的に漢字表の見直しを行い、必要があれば改定していくことが不可欠となる。

この意味で、定期的・計画的な漢字使用の実態調査を実施していくことが重要である。漢字表の改定が必要かどうかについては、その調査結果を踏まえ、

- ① 言語そのものの変化という観点
- ② 言語にかかる環境の変化という観点

という二つの観点に基づいて、社会的な混乱が生じないよう、慎重に判断すべきである。なお、②の変化とは具体的には、情報機器の普及によって生じた書記手段の変化等を指すものである。

(2) 学校教育における漢字指導

現行常用漢字表の「答申前文」に示された以下の考え方を継承する。

常用漢字表は、その性格で述べたとおり、一般の社会生活における漢字使用の目安として作成したものであるが、学校教育においては、常用漢字表の趣旨、内容を考慮して漢字の教育が適切に行われることが望ましい。

なお、義務教育期間における漢字の指導については、常用漢字表に掲げる漢字のすべてを対象としなければならないものではなく、その扱いについては、従来の漢字の教育の経緯を踏まえ、かつ、児童生徒の発達段階等に十分配慮した、別途の教育上の適切な措置にゆだねることとする。

(昭和56年3月23日国語審議会答申「常用漢字表」前文)

(3) 国語の表記にかかる基準等

現行の常用漢字表の実施に伴い、各分野で行われてきている国語の表記や表現についての基準等がある場合、改定常用漢字表の趣旨・内容を踏まえ、かつ、各分野でのこれまでの実施の経験等に照らして、必要な改定を行うなど適切な措置を取ることが望ましい。

(付) 字体についての解説

第1 明朝体のデザインについて

改定常用漢字表では、個々の漢字の字体（文字の骨組み）を、明朝体のうちの一種を例に用いて示した。現在、一般に使用されている明朝体の各種書体には、同じ字でありますながら、微細なところで形の相違の見られるものがある。しかし、各種の明朝体を検討してみると、それらの相違はいずれも書体設計上の表現の差、すなわちデザインの違いに属する事柄であって、字体の違いではないと考えられるものである。つまり、それらの相違は、字体の上からは全く問題にする必要のないものである。以下に、分類して、その例を示す。

なお、ここに挙げているデザイン差は、現実に異なる字形がそれぞれ使われていて、かつ、その実態に配慮すると、字形の異なりを字体の違いと考えなくともよいと判断したものである。すなわち、実態として存在する異字形を、デザインの差と、字体の差に分けて整理することがその趣旨であり、明朝体字形を新たに作り出す場合に適用し得るデザイン差の範囲を示したものではない。

デザインの違いであって字体の違いではないと考えられる例

1 へんとつくり等の組み合わせ方について

(1) 大小、高低などに関する例

(2) はなれているか、接触しているかに関する例

2 点画の組み合わせ方について

(1) 長短に関する例

(2) つけるか、はなすかに関する例

(3) 接触の位置に関する例

(4) 交わるか、交わらないかに関する例

(5) そ の 他

3 点画の性質について

(1) 点か、棒（画）かに関する例

→▲「蔑」を入れる

(2) 傾斜、方向に関する例

(3) 曲げ方、折り方に関する例

(4) 「筆押さえ」等の有無に関する例

(5) とめるか、はらうかに関する例

(6) とめるか, ぬくかに関する例

(7) はねるか, とめるかに関する例

▲(8) その他

次↔次, 姿↔姿

▲4 特定の字に適用されるデザイン差について

(1) 吻↔呻*

(2) 茨↔茨↔茨↔茨 (*恣)

(3) 牙↔牙↔牙

(4) 韓↔韓↔韓 (L型)

* (1) の「呻」と「吻」は本来別字とされるが、この2字の使用実態から見て、異体の関係にある同字と認められる。

第2 明朝体と筆写の楷書との関係について

改定常用漢字表では、個々の漢字の字体（文字の骨組み）を、明朝体のうちの一種を例に用いて示した。このことは、これによって筆写の楷書における書き方の習慣を改めようとするものではない。字体としては同じであっても、1、2に示すように明朝体の字形と筆写の楷書の字形との間には、いろいろな点で違いがある。それらは、印刷文字と手書き文字におけるそれぞれの習慣の相違に基づく表現の差と見るべきものである。

さらに、印刷文字と手書き文字におけるそれぞれの習慣の相違に基づく表現の差は、3に示すように、字体（文字の骨組み）の違いに及ぶ場合もある。

以下に、分類して、それぞれの例を示す。いずれも「明朝体一手書き（筆写の楷書）」という形で、左側に明朝体、右側にそれを手書きした例を示す。

1 明朝体に特徴的な表現の仕方があるもの

(1) 折り方に関する例

(2) 点画の組み合わせ方に関する例

(3) 「筆押さえ」等に関する例

(4) 曲直に関する例

(5) その他の

2 筆写の楷書では、いろいろな書き方があるもの

(1) 長短に関する例

(2) 方向に関する例

(3) つけるか、はなすかに関する例

(4) はらうか、とめるかに関する例

(5) はねるか、とめるかに関する例

(6) その他

3 筆写の横書き字形と印刷文字字形の違いが、字体の違いに及ぶもの

※ 以下の例で、括弧内は印刷文字である明朝体の字形に倣って書いたものであるが、筆写の楷書ではどちらの字形で書いても差し支えない。なお、括弧内の字形の方が、筆写字形としても一般的な場合がある。

(1) 方向に関する例

溺 — () 煎 — ()

嘲 — () 淫 — ()

▼茨, ▲蔽 — ()

(2) 点画の簡略化に関する例

葛 — () 賭 — ()

嗅 — () 塡 — ()

頬 — () 僅 — ()

箋 — () 餌 — ()

(3) その他

詮 - () 喻 - ()

惧 - () 稽 - ()

摶 - () 剥 - ()

▼牙 ▼韓 ▼蔑

② 「表の見方」の修正について

- 1 この表は、「本表」と「付表」とから成る。
- 2 「本表」には、字種2136字を掲げ、字体、音訓、語例等を併せ示した。
- 3 漢字欄には、字種と字体を示した。字種は字音によって五十音順に並べた。同音の場合はおおむね字画の少ないものを先にした。字音を取り上げていないものは字訓によった。
- 4 字体は、文字の骨組みであるが、便宜上、明朝体のうちの一様を例に用いて〈印刷文字における現代の通用字体〉を示した。
- 5 「しんにゅう／しょくへん」にかかる字のうち、「辶／食」の字形が通用字体であるものについては、「辶／食」の字形を角括弧に入れて許容字体として併せ示した。当該の字に関して、現に印刷文字として許容字体を用いている場合、通用字体である「辶／食」の字形に改める必要はない。これを「字体の許容」と呼ぶ。
なお、当該の字の備考欄には、角括弧に入れたものが許容字体であることを注記した。また、通用字体の「謎」における「謎」についても「しんにゅう／しょくへん」の扱いに準じるものとして、同様の注記を加えてある。
- 6 丸括弧に入れたものは、いわゆる康熙字典体である。これは明治以来行われてきた活字の字体とのつながりを示すために添えたものであるが、著しい差異のないものは省いた。
- 7 音訓欄には、音訓を示した。字音は片仮名で、字訓は平仮名で示した。1字下げで示した音訓は、特別なものか、又は用法のごく狭いものである。なお、1字下げで示した音訓のうち、備考欄に都道府県名を注記したものは、原則として、その都道府県名にのみ用いる音訓であることを示す。
- 8 派生の関係にあって同じ漢字を使用する習慣のある次のような類は、適宜、音訓欄又は例欄に主なものを示した。

けむる	煙る	わかる	分ける
けむり	煙	わかる	分かれる
けむい	煙い、煙たい、煙たがる	わかつ	分かる

なお、次のような類は、名詞としてだけ用いるものである。

しるし | 印

こおり | 氷

- 9 例欄には、▲音訓使用の目安として、その字の当該音訓における使用例の一部を示した。なお、「案じる」「信じる」「力む」等のように字音を動詞として用いることのできるものについては、特に必要な場合を除き、▲示していない。

10 例欄の語のうち、副詞的用法、接続詞的用法として使うものであって、紛らわしいものには、特に〔副〕、〔接〕という記号を付けた。

11 他の字又は語と結び付く場合に音韻上の変化を起こす次のような類は、音訓欄又は備考欄に示しておいたが、すべての例を尽くしているわけではない。

納得 (ナットク)	格子 (コウシ)
手綱 (タヅナ)	金物 (カナモノ)
音頭 (オンド)	夫婦 (フウフ)
順応 (ジュンノウ)	因縁 (インネン)
春雨 (ハルサメ)	

12 備考欄には、個々の音訓の使用に当たって留意すべき事項などを記した。

(1) 異字同訓のあるものを適宜 ⇄ 示し、また、付表にある語でその漢字を含んでいるものを注記した。

(2) 都道府県名については、音訓欄に「1字下げで掲げた音訓」が、原則として、その都道府県名を表記するために掲げた音訓であることを明示する場合に、「埼玉県」「栃木県」のように注記した。

また、都道府県名に用いられる漢字の読み方が、当該の音訓欄にない場合（例えば大分県の「分」、愛媛県の「愛」「媛」など）、その都道府県の読み方を備考欄に「大分（おおいた）県」「愛媛（えひめ）県」という形で注記した。

したがって、すべての都道府県名を備考欄に掲げるものではない。

(3) 備考欄にある「*」は、「(付) 字体についての解説」「第2 明朝体と筆写の楷書との関係について」の「3 筆写の楷書字形と印刷文字字形の違いが、字体の違いに及ぶもの」の中に参照すべき具体例があることを示す。

また、しんにゅうの字、及びしんにゅうを構成要素として含む字のうち通用字体が「辶」で示されている字については、上記「第2 明朝体と筆写の楷書との関係について」の「1 明朝体に特徴的な表現の仕方があるもの」の中に「辶・辶ー辶」が示され、「辶」も筆写では「辶」と同様に「辶」と書くことから、備考欄に「*」を付した。

なお、「*」の付いた字▲の多くは、昭和56年の制定当初から常用漢字表に入っていた字体とは、「臭 ⇄ 嗅」「歩 ⇄ 拶」「狭 ⇄ 頬」「道 ⇄ 邇」「芽 ⇄ 牙」「幣 ⇄ 蔽」などのように、同じ構成要素を持ちながら、通用字体の扱いに字体上の差異があるものである。

13 「付表」には、いわゆる当て字や熟字訓など、主として1字1字の音訓としては挙げにくいものを語の形で掲げた。便宜上、その読み方を平仮名で示し、五十音順に並べた。

付 情報機器に搭載されている印刷文字字体の関係で、本表の掲出字体とは異なる字体（掲出字体の「頬・賭・剥」に対する「頬・賭・剥」など）を使用することは差し支えない。